

令和6年度足利大学・足利短期大学ガバナンスコード遵守状況

令和6年9月27日

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
遵守項目	遵守状況及び今後の対応方針
1-1 建学の理念	遵守項目のとおり、全て適合している。 建学の理念、それに基づく人材像については、大学のホームページ、シラバス、大学案内等で広く社会に公表している。
1-2 教育と研究の目的 (私立大学の使命)	遵守項目のとおり、全て適合している。 (1) 建学の理念に基づく教育目的等 大学のホームページ、自己点検報告書等で広く社会に公表している。 (2) 中長期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて 令和4年度から令和11年度の中長期計画（学校法人足利大学第二期中長期計画）を策定し、計画の進捗状況は事業報告書で検証している。 (3) 私立大学の社会的責任等 中長期計画に基づき運営基盤の整備を図り、教職員が学生と向き合うことを徹底し、多くのステークホルダーを常に意識して各取組みを推進している。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
遵守項目	遵守状況及び今後の対応方針
2-1 理事会	遵守項目のとおり、全て適合している。 寄附行為の定めにより、理事会は適切に運営されている。
2-2 理事	遵守項目のとおり、全て適合している。 寄附行為の定めにより、理事の責務が明確化され、寄附行為及び法令を遵守して職責を果たしている。
2-3 監事	遵守項目のとおり、全て適合している。 寄附行為の定めにより、監事の責務が明確化され、監事監査マニュアル・同計画等に則り職責を果たしている。
2-4 評議員会	遵守項目のとおり、全て適合している。 寄附行為の定めにより、諮問機関としての役割を果たしており、評議員会は適切に議事運営を行っている。

2-5 評議員	<p>遵守項目のとおり、全て適合している。</p> <p>寄附行為の定めにより、適切に選任され、評議員の職責を果たしている。</p>
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
遵守項目	遵守状況及び今後の対応方針
3-1 学長	<p>遵守項目のとおり、全て適合している。</p> <p>足利大学学則第2条及び足利短期大学学則第1条に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督し、その職責を果たしている。</p>
3-2 教授会	<p>遵守項目のとおり、全て適合している。</p> <p>学長の諮問機関として、足利大学学則第39条及び足利短期大学学則第38条に係る事項を審議している。</p>
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
遵守項目	遵守状況及び今後の対応方針
4-1 学生に対して	<p>遵守項目のとおり、全て適合している。</p> <p>建学の理念に基づく教育目的等に基づき、3つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を明確にし、その成果を自己点検報告書で公表している。</p>
4-2 教職員等に対して	<p>遵守項目のとおり、全て適合している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。 ・教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD推進組織を整備し、取組みを推進している。 ・事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、学長のもとに、SD 推進に係る基本方針を定め、計画的な取組みを推進している。

<p>4-3 社会に対して</p>	<p>遵守項目のとおり、全て適合している。</p> <p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足利大学は、公益財団法人 日本高等教育評価機構による認証評価を受け、同機構より、令和3年3月16日に「令和2年度大学機関別認証評価において、同機構が定める大学評価基準に適合している」と認定されている。 ・足利短期大学では令和3年度、大学・短期大学基準協会による3クール目の第三者評価を受け、同協会より、令和4年3月11日「適格」と認定されている。 ・自己点検は毎年実施し、PDCAサイクルを回しており、自己点検報告書は大学のホームページで公開している。 <p>(2) 社会貢献・地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足利市、足利商工会議所と連携し、あしかが産学官連携事業「地域DX化教育プロジェクト」を推進し、地域社会のデジタルトランスフォーメーション（DX）化に貢献している。 ・市民公開講座を開講し、大学の知の産物を社会、地域社会に還元している。
<p>4-4 危機管理及び法令遵守</p>	<p>遵守項目のとおり、全て適合している。</p> <p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震や風水害、感染症蔓延等の緊急事態において業務を継続するための対策として、 ①防災対策は、学校ごとに危機管理マニュアルを整備し、毎年教職員、学生等に対して防災訓練を行っている。 ②コロナ感染症対策は、学校ごとに感染防止対策を整備し、クラスターの発生を抑止する対応を行っている。 ・情報セキュリティ対策は、平成30年4月に足利大学情報セキュリティポリシーを制定し、同月より実施している。 <p>(2) 法令遵守のための体制整備</p> <p>倫理・コンプライアンス委員会を設置し、学内の法令違反の有無をチェックしている。</p>

第5章 透明性の確保（情報公開）

遵守項目	遵守状況及び今後の対応方針
5-1 情報公開の充実	<p>遵守項目のとおり、全て適合している。</p> <p>(1) 法令上の情報公開 全項目を大学のホームページで公開している。</p> <p>(2) 自主的な情報公開 自己点検評価書、評価の指標（アセスメント・ポリシー）を大学のホームページに公開している。</p> <p>(3) 情報公開の工夫等 ・寄附行為及び財務情報公開規程に則り、大学のホームページ公開に加えて、法人本部事務局に備え置き、請求申請があれば閲覧に供している。 ・シラバス、大学案内及び大学ポートレート等も活用して情報公開している。</p>